

平成 23 年 7 月 21 日

第 15 回 栃木市自治基本条例市民会議 議事要旨

日 時： 平成 23 年 7 月 12 日（火）午後 7：00～9：15

場 所： 市役所 3 階 正庁

出席者： 児玉委員長他市民会議委員 24 名、オブザーバー（西方町）2 名
事務局：高橋課長他 6 名

議事要旨

前回の補足事項

【議会の会議の公開について】

○委員長

- ・旧栃木市の議会の会議を全て公開するとの規定は問題があるように思われる。条例は法令に反しない範囲で設けることができる。条例が法令に反するかは、条例の主旨や内容を総合的に見て矛盾する場合は法律が優先される。旧栃木市のように秘密会を否定してしまうと矛盾が生じると思われる。
- ・骨子案としては「原則公開」としてはどうか。
- ・反対の意見の方からすると後退するようなイメージを持つかもしれない、また議会基本条例は自治基本条例の下位条例だと思うかもしれないが、旧大平町の流れを汲み、議会基本条例との整合性、地方自治法に照らしても議会については原則公開とするべきではないか。

○A委員

- ・「会議を公開とする。ただし、必要がある場合には非公開とすることができる」と公開を強調するような表現はできないか。「原則～」としてしまうより、「ただし～」と前面に出したい。

○委員長

- ・原則と例外の線引きがあいまいで、非公開の部分が安易に広がってしまう懸念があるということだと思う。
- ・非公開を拡大解釈されないようにどう歯止めを掛けるかが問題で、意見にあったように“公開”を強調するために、表現等工夫が必要だと思う。
- ・文章化する際にまた意見をいただきたい。
- ・個人的な考えとしては、情報公開条例の方が問題だと思う。公開請求をどう広く認めるか、要件についての検討が必要。

○A委員

- ・情報公開条例に規定するのでは一步後退してしまう。自治基本条例の中できちんと定めておきたい。

【用語の定義「市」について】

○委員長

- ・「市」の定義としては、議決機関である議会と市長以下の執行機関からなることに異論はない。執行機関である市役所を“市”とする感覚もあるが、議会を含めて“市”と捉えることを確認しておきたい。

【用語の定義「市民」について】

○委員長

- ・「市民」の定義については様々な議論があるが、次回改めて検討したい。

【市民会議の進め方について】

○委員長

- ・E委員から骨子を検討していく際に各項目間の関係を整理するため、体系図、構成図を用意して欲しいと要望があった。次回用意することにした。
- ・個別の項目についても提案があったが、骨子案または素案を文章化する際に盛り込んでいきたい。
- ・意見や欲しい資料があれば事務局を通して提案してほしい。

【青少年や子どもについて】

○B委員

- ・「健やかに育つ環境の整備～」という骨子案だったが、Cグループでは“健やか”などと悠長なことではなく“安心安全”の方が必要だという意見があった。私も同感なので、是非ご一考いただきたい。

○委員長

- ・栃木県にとっては“安心安全”は重要だと思われるので、一步踏み込んだ規定にしたいということだと思う。

条例骨子案の説明（事務局説明）

条例骨子案のとりまとめ

【検討項目22 出資団体等】～【検討項目39 条例の見直し】

【骨子案全体について】

○C委員

- ・骨子案の文章表現で、「～しなければならない」と「～すること」という文末が混在している。違いは何か。

○委員長

- ・本当は骨子案は「～すること」、条例素案で文章化する際に「～しなければ

ならない」「～することができる」とするべきだが、現在の骨子案は混在してしまっている。

○C委員

- ・P.48にある「～しなければならない」という骨子案はそのまま素案に決定ということか。

○委員長

- ・条例素案の検討段階で表現については意見をいただきたい。旧栃木市や旧大平町の条文を引き継いでいるところは表現が素案のようになってしまっている。

【検討項目24 公益通報】

○A委員

- ・P.41の公益通報の※の職員の義務とするか否かについては、刑事訴訟法に通報しなければならないと規定されているので当然義務とするべき。また、P.43の救済機関については苦情処理とまとめることに賛成。情報共有・情報公開は統一してもっと強いものにすべき。

○I委員

- ・公益通報を義務化するべきという意見があったが、違反した場合に処罰の対象になるのでは、問題が出てくる。

○E委員

- ・“義務化”が拡大解釈、多面的に見られてしまっているようだ。流山市の条文には「職員は適法かつ公正な市の行政執行を妨げ、市政に対する市民等の信頼を損なうような行為のあることを知ったときは速やかにその事実を内部通報に関する機関に通報しなければならない。市及び議会は前項の規定による通報をおこなった者に対し、それを理由として不利益な取扱いをしてはなりません。」とある。

○委員長

- ・義務をうたっていても罰則規定がないと処罰はされない。

○I委員

- ・それでは「～しなければならない」とする意味がない。

○委員長

- ・通報を促すためと通報後の職員の不利益を回避するための規定であり、通報後の不利益がないことの方が重要。

○E委員

- ・市側が通報を受けたら～をしなければならないとしているが、まずは通報しやすい環境について規定が必要。

- 委員長
 - ・市が通報を促す規定と通報者を保護する規定で対になっているということ。
- J委員
 - ・結論として”義務“という言葉を残すのか。
- 委員長
 - ・刑法とも関連するので再度確認してから次回提案したい。
 - ・法律に規定されているならあえて自治基本条例に規定する必要は無い。
 - ・後の部分と関連するという考えならば重ねて規定することもできる。
- J委員
 - ・罰則はなくても“義務”では心理的に圧迫感がある。こういった言葉は省いたほうがいい。
- A委員
 - ・現実として正義を鼓舞できる環境がないと公益通報はできない。
 - ・法律で規定されているなら規定する必要はないということではなく、あえて強調し規定していくのが重要。
 - ・正義感をフォローできるような体制を作り身分保障を含めた規定をして欲しい。
- 委員長
 - ・職員の倫理規程もあるが、組織防衛のために職員がなかなか通報できないということもある。過去の経験を踏まえて新しい条例を作ることが必要。

【検討項目22 出資団体等】

- D委員
 - ・P.39出資団体に対して市は活動状況や運営状況について説明を求めることができるとあるが、経営状況や経済状況について説明を求めないのか。
 - ・「必要な支援・要請を行う」の前に、市民に対し得た情報を公開する必要があるのではないか。
- 委員長
 - ・個人的には、運営状況に財務状況を含めて考えると思っていた。
 - ・出資団体は財政的な支援だけではなく、職員派遣等人的的支援や、業務委託等しているところもある。出資等財政的支援をしている団体に対し財政状況の公開を求めるとはできると思うが、暫定的な事務を委託しているなど、出資等のやりとりがない団体に財政状況の公開を求めるとはどうか。
 - ・経営情報を第三者にどこまで公開できるかも一概に判断できないので、踏み込んだ表現はしていない。出資が一定割合以上の団体に対して財務情報の公表を求めると市が知った情報を公表することも必要。

○D委員

- ・財務状況が運営状況に含まれるなら、表現を「運営状況及び経営状況」としてはどうか。
- ・市民に対する情報の公開はどうか、個人的にはした方が良いと思う。
- ・出資・補助・事務の委託をしている団体はきちんとチェックしておく必要がある。

○E委員

- ・市が出資して執行の一部をお願いしている、市政運営の一端を担っているという解釈もできる。
- ・活動状況・運営状況について資料や説明を求めるだけではなく、監視・評価も必要だと思われる。
- ・「必要な支援及び要請を行う」というのは異質のものを一緒に書いている。表現を工夫する必要がある。

○委員長

- ・市の外郭団体のように出資割合が高いような団体は問題ないと思われるが、法人として独立している団体に、経営の自立性を阻害するまで市が関与すべきか、慎重な検討が必要。

○E委員

- ・企業の経営状況等の全体については、出資の割合が関与すると思うが、委託している事業についてその範囲での監視・評価は必要だと思われる。資料等の提出や説明だけでなく、監視・評価もできると思う。市の責務の一つとして必要。

○D委員

- ・出資しているなら市は株主である。市が出資している事業等についてチェックする必要があり、できる体制にあると思う。商法等を確認していくと、きちんとした見解が出せるのでは。

○F委員

- ・具体的には、アクリメーション振興財団など財団法人に対する出資があり、財政監査権もあると思う。施設に指定管理制度導入しているものも多々ある。監査権は行使すべき。

○委員長

- ・地方自治法、地方税法で規定されているものは活用していくべきである。
- ・出資法人や外郭団体については過去の反省も含めてもう一度検討する必要があるかもしれない。財務状況の公表、出資の割合に応じてどの程度関与するか問題。
- ・支援・要請の表現は次回までに整理したい。

【検討項目29 個人情報保護】

○A委員

- ・民生委員をはじめとする地域のために活動されている方が、個人情報保護のために活動に苦慮されたことがあると思う。公益と個人情報保護の関係性についてどう考えるか。
- ・行政がどのように公益とのバランスを取るか。

○委員長

- ・個人情報の保護だけではなく活用についても規定が必要か、議論が分かれるところである。引き続き議論することとしたい。

○G委員

- ・プライバシーの保護は分かるが、情報を必要な時に活用できるように許容範囲など条例に定められればいい。

○委員長

- ・緊急時の踏み込んだ規定を設けるには、緊急かどうか、誰が判断するかが難しい。

○C委員

- ・個人情報保護は犯罪があるからこそ行われている。あまり個人情報を広げなくても自分から助けを求められる社会にしたい。

○委員長

- ・次回も引き続き議論したい。

【検討項目33 住民投票】

○D委員

- ・P.57の住民投票の対象は、定住外国人は含まないほうが良い。年齢も20歳以上で良いと思う。実際に自治基本条例にそのように規定しているのは一部の自治体である。
- ・市長の住民投票結果の尊重義務を明記しておくべき。諮問型の投票結果としてきちんと尊重しなければならない。
- ・連署が何分の1以上とするかは見当がつかない。合併協議の何かの数字かもしれないが、6分の1では住民投票は成立しないと思う。

○A委員

- ・市政に関わる重要な事項とは何を想定しているのか。
- ・旧栃木市ではなぜ6分の1なのか確認したい。

○委員長

- ・旧栃木市の規定を引き継ぐなら具体的根拠を明確にしたい。改めるなら全体の意思統一が必要。
- ・旧栃木市の経緯を説明して欲しい。

○事務局

- 住民投票の請求条件については、非常に議論が難航した。ハードルが高すぎてもせっかくの住民投票が機能しないという意見もあれば、ハードルが低すぎても濫用されてしまうのではないかという意見もあった。住民投票をするには当然費用も掛かるので、費用対効果を考慮した意見もあった。
- 連署の数が市政の重要事項を図るとすればどんなことが想定されるのか、それに応じた率を考えれば良いのではということになり、合併のようなものだという意見があった。他には特に意見が出ず合併特例法の6分の1に最終的に落ち着いた。
- それでも意見がまとまらず、全体会議で6分の1、8分の1、10分の1から委員の投票で選んだ。6分の1が過半数となり、決定された。

○C委員

- ハードルがあまり低いと乱発につながる恐れがあったように思われる。
- 骨子案の3番目の規定「市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに住民投票を実施しなければならない。」を入れるのなら、6分の1程度が妥当だという意見もあった。

○委員長

- 個人的には、自治基本条例の中に住民投票の請求要件や投票結果の尊重義務など詳細について定めるのは難しい。その都度条例に定めるのが現実的だと思う。
- 市政に関する重要事項も多岐に渡る。外国人に関することなら外国人にも投票権を与え、子どもの将来に関わるものなら年齢要件を緩和して中学生以上にすることもあって良い。予め規定してしまうことに無理がある。個別条例に定めるようにして、そのつど内容を検討するようにしてはどうか。
- 結果の尊重については、旧栃木市の規定の方が素直かと思われる。実際に市長や議会には逆の立場を取った際には理由の説明責任が出てくる。法的責任はないが、政治的責任が出てくる。

○H委員

- 市政の重要事項と議会の議決権を要する事項はほぼ共通していると思う。議会制民主主義と直接民主主義にも関わってくる。
- 旧栃木市の市民会議では議会との関わりについての議論は殆ど無かった。今後しっかり議論するべきだと思う。

○E委員

- 関東各市の自治基本条例では、それぞれの事案に応じて条例を定めることにしている条文が多い。唯一埼玉県川口市は実施の請求ができる年齢を18歳以上に定めていた。

○委員長

- 基本的なことは規定すべきとの意見があったが、それを含めた上で考えたらどうか。

○A委員

- 議会との関係について意見があったが、住民投票などが行われる場合は議会が住民の意思に沿った態度を表明していない場合に実施することが多い。議会との関係は議論しなくても良い。
- 年齢要件については 18 歳以上にすべき。日本の今後の経済発展などを考えると自然人口増は望めない。ヨーロッパのように外国人に頼らざるを得ない状況になると思われるので定住外国人の権利も保障すべき

○委員長

- 議会との整合性を取るためにも、細かい規定は個別条例で対応することもできるのではないか。議会の意思と住民の意思が必ずしも一致しない場合もある。
- 場合によっては定住外国人や未成年も含めることができるということを条文にうたっておく必要があるかもしれない。
- また次回も引き続き検討することとしたい。

【検討項目30 市民協働・市民参画】

○E委員

- P.51～52の市民協働、P.61～62のまちづくり活動への支援は関連がある。“協働”と“参画”を並べておく必要はない。“
- 市も議会もまちづくりへの責務・権利を有しているため、市民だけが支援を受けるのでは意味が無い。
- 市民協働については他市では理念を明記している。理念があった方が、参画しやすいし、お互いに認識しやすいと思う。

○委員長

- 市民協働・市民参画については重複しているのではなく、表裏から規定している。P.11では市民協働について市民が何をするか、P.52では市が何をするかそれぞれ役割を規定する必要がある。
- “市民協働”“市民参画”は重要なキーワードなので再度確認したい。
- 両側から規定しているものは条文が離れていて解りにくい場合もあるので、相関図などを作って条文の関係が分かるようにしたい。
- 全く重複している部分がないわけではない。例えばP.27に条例制定の際の意見聴取についてあるが、意見聴取制度については個別にも定められている。その他にも重複する条文があると思われる。

【検討項目34 交流】【検討項目36 広域連携】

○I 委員

- P.60交流とP.64の広域連携をまとめてもいいのではないかという意見があるが、交流と広域連携は別のものであるので、骨子案のように別に定める方が良い。

○委員長

- 一つの条文に何項か設けて規定することもできるし、条文を近づけて規定することもできると思う。

○委員長

- 次回は骨子案の全体について議論したい。
- ご意見などあれば事務局を通して委員長まで提案していただきたい。また、資料が欲しいということでしたら事務局まで言っていただきたい。

以上